

平成 28 年 3 月 11 日
自 動 車 局

タクシー初乗り運賃の見直しに係る実証実験等について

～第 2 回「運賃制度に関するワーキンググループ」の資料公表～

一昨日（9 日）に開催された第 2 回「運賃制度に関するワーキンググループ」において、訪日外国人の観光需要や高齢者等の日常生活需要の喚起、またこれに伴う生産性の向上を図る観点から、タクシー運賃に関する見直しについて以下のとおり議論を行いました。

<議論の概要（詳細は別紙）>

【初乗り運賃の見直しに係る実証実験】

○目的

平成 28 年度において、初乗り運賃の短縮・引下げを試験的に導入し、タクシーによる短距離移動の潜在需要の顕在化等の効果を検証する。

○内容

地域：東京地区において、地域又は乗り場を限定して実施

時期：平成 28 年 7 月～8 月の約 2 ヶ月間

運賃：初乗り運賃 460 円（1.16km）※現行初乗り運賃に比べ 37%減

【公定幅運賃の設定方法の見直し内容】

見直し地域：下限割れ事業者が存在する地域（11 地域）

11 地域：札幌、青森、名古屋、知多、大津、湖南、京都、大阪、
神戸、徳島、福岡

上限運賃：現状の運賃を据置き

下限運賃：下限割れ事業者の経営実態も考慮しながら引下げを検討。

見直し時期：平成 28 年夏頃

【参 考】

○第2回「運賃制度に関するワーキンググループ」議事次第

1. 初乗り運賃の見直しに係る実証実験について
2. 公定幅運賃の設定方法の見直しについて
3. 閑散時間帯割引の実証実験について
4. その他

○資料の入手方法

- ・国交省自動車局HP (http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000078.html)
- ・国交省自動車局旅客課内で配布

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局旅客課 佐々木・佐藤（代表）03-5253-8111（内線 41242、41243）
（直通）03-5253-8569（FAX）03-5253-1636

目的

平成28年度において、初乗り運賃の見直し（初乗り距離の短縮に伴う初乗り運賃の引き下げ）を試験的に導入し、タクシーによる短距離移動の潜在需要顕在化等の効果を検証するとともに、本格導入に向けた課題を抽出する。

内容

○地域

東京地区（特別区・武蔵野市・三鷹市）において、地域又は乗り場を限定して実施。
例：鉄道駅、繁華街、スーパー等

○時期

平成28年7月～8月の約2ヶ月間

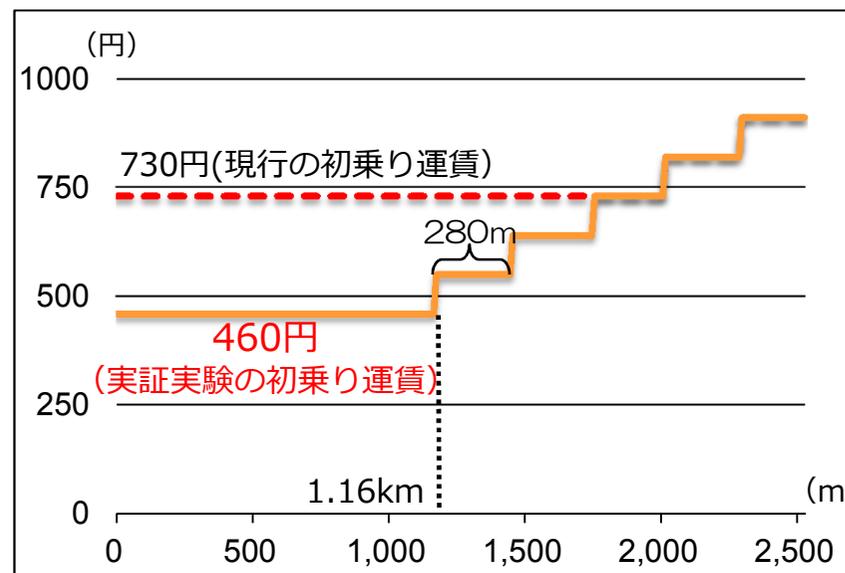
○台数

未定（数十台～1000台？）

実証実験の運賃

初乗り運賃：460円(1.16km)

加算運賃：90円(0.28m)



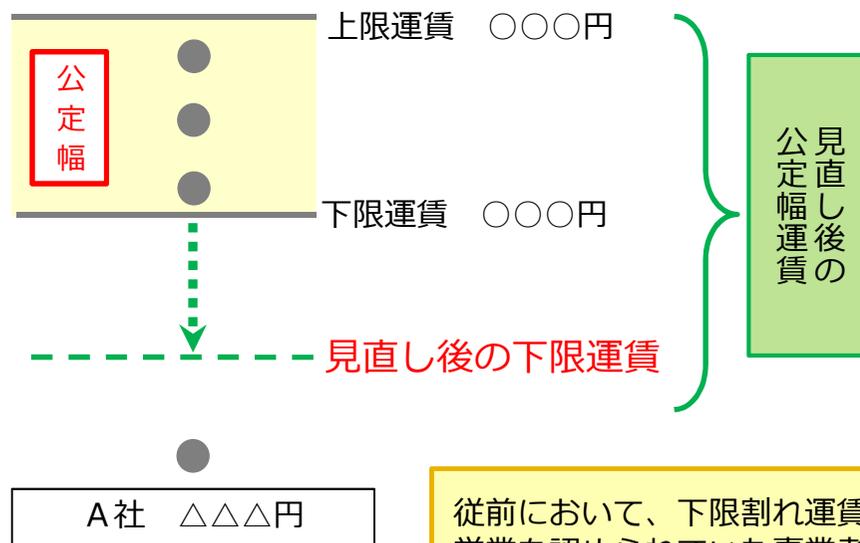
※ただし、実証実験に参加する事業者の意向を踏まえ、実証実験の運賃を変更する可能性がある。

公定幅運賃の設定方法の見直しについて

今後の方針

- 公定幅運賃制度は、タクシー供給過剰地域において過度な運賃競争を是正することを目的として導入。
- その結果、改正タクシー特措法の施行以降、下限割れのタクシー車両数は徐々に減少（4.5%→0.9%）しており、新制度が定着してきたところ。
- こうした状況等を踏まえ、今後、公定幅運賃の範囲の設定方法等について見直しを行う。

幅の見直しイメージ



従前において、下限割れ運賃で営業を認められていた事業者の経営実態等を考慮して、幅の見直しを検討する。

見直し内容

公定幅運賃の設定方法について、以下の方法により見直しを行う。

- **見直し対象地域**
下限割れ事業者が存在する地域。
- **上限運賃**
現状の運賃を据置き。
- **下限運賃**
下限割れ事業者の経営実態も考慮しながら引下げを検討。
- **見直し時期**
平成28年夏頃に実施。